

基安発 0728 第2号
令和2年7月28日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）において、社会福祉施設は特に労働災害が増加傾向にある重点業種として、死傷災害（休業4日以上の労働災害をいう。以下同じ。）の労働者1000人あたりの災害発生率（以下、「死傷年千人率」という。）を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少させることを目標として、皆様に御協力を頂き取り組んでいるところです。

しかしながら、昨年の社会福祉施設における死傷災害は10,045件で、前年比で5.2%増加（平成29年比で15.0%増）と急増しており、また死傷年千人率も、昨年は2.39と前年比で0.09ポイント増加（平成29年比で0.22ポイント増）と依然として労働災害は増加傾向にあります。さらに今年の5月までの社会福祉施設の死傷者数をみると、昨年と比べ増加傾向にあり、13次防の目標達成が危惧されているところです。

社会福祉施設では、新型コロナウイルス感染防止のため総力を挙げて取り組まれているところですが、こうした状況下では、労働者が安心して安全に働き続けることがこれまで以上に重要であり、労働災害防止のための更なる取組が必要です。

社会福祉施設における労働災害の特徴としては、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」と「転倒」による死傷災害が多く、特に「動作の反動・無理な動作」は社会福祉施設における死傷災害の約3割を占め、他の業種と比較しても災害件数が多い傾向にあります。加えて、近年は高年齢者を中心とした他産業からの入職者が多く、高年齢労働者は被災による休業見込期間が長くなる傾向があることも特徴の一つです。

厚生労働省では、社会福祉施設を含めた第三次産業の労働災害防止対策として下記を活用した取組を進めるとともに、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月）」を策定し、さらに「エイジフレンドリー補助金」を新設し、高年齢労働者の安全衛生対策に取り組む中小企業事業者を支援しているところです。また新型コロナウイルス感染拡大防止のために「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促しています。

貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していくとともに、このような状況下にあることを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者に対して、下記の取組もご活用いただき、社会福祉施設における労働災害防止に向けて

より一層の安全対策の推進を図って頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 社会福祉施設における災害を防止するために

- ・「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」
(3. 「社会福祉施設」ではイラストとともに労働災害対策事例を紹介)

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>

- ・「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」
(社会福祉施設における労働災害防止に関する情報を掲載)

職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

2 転倒による災害を防止するために

- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

3 腰痛による災害を防止するために

- ・「職場における腰痛予防対策指針」

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

- ・「腰痛予防対策講習会」

株式会社 平プロモート※ホームページ

※厚生労働省委託事業「第三次産業労働災害防止対策支援事業（保健衛生業・陸上貨物運送事業）」受託者

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

4 高年齢労働者の災害を防止するために

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ

本文：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000620183.pdf>

パンフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>

- ・「エイジフレンドリー補助金」

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

5 熱中症による災害を防止するために

- ・「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
厚生労働省ホームページ

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

6 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>

以上

(別添)

- ・リーフレット「社会福祉施設で働くみなさま 労働災害が増えています！」
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

労働災害が増えています！

みんなの職場は安全でしょうか？

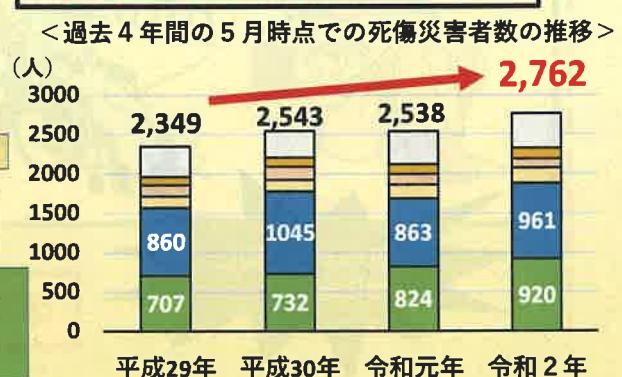
労働災害の現状

近年、労働災害全体の件数は減少傾向にありますが、社会福祉施設においては未だ増加傾向にあります

過去4年間の死傷災害者数（休業4日以上）
及び死傷年千人率の推移



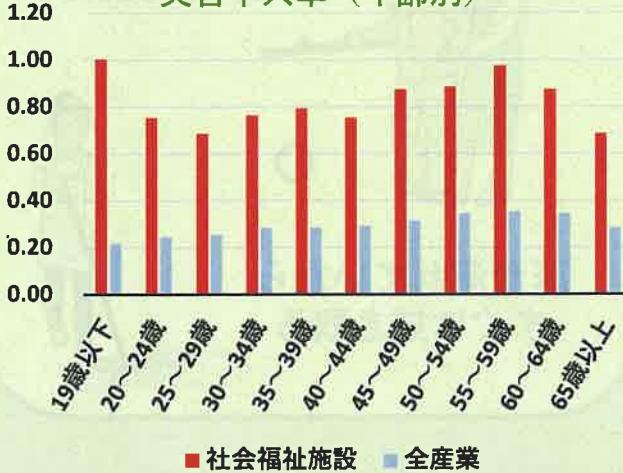
- 令和元年の死傷者数は、
前年比5.2%増加
- 令和2年5月の死傷者数は、
前年同期比8.8%増加



災害の原因は「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が半数以上！
その他は「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、「激突」等も

動作の反動・無理な動作（腰痛等）

災害千人率（年齢別）



- 他産業と比較して**全世代**で高い
- 19歳以下では他の産業の**約5倍**！

社会福祉施設における

転倒災害千人率（性別・年齢別）



- 高年齢ほど**発生率が高い
- とくに**女性**で顕著

→ 社会福祉施設で昨年**10,000人以上**が労働災害にあっています
今一度、安全衛生対策を見直しましょう！（裏面へ）



職場に取り入れましょう！ ～労働災害対策事例～

労働災害の危険性は、日々の作業に潜んでいます
新規入職者はもちろん、経験年数が多い方も日頃の作業方法を見直しましょう

腰痛予防

無理な体勢をしていませんか？



気づかない間に
腰に負担が…

改善！

○ スライディングボードや
リフトの使用



腰に負担が
からない姿勢



転倒予防

転倒の危険性はありませんか？



思わぬところに
リスクが潜んでいます

改善！

○ 歩き方を工夫する
・前を向く
・斜め後ろから支える



床が濡れていたら
すぐに拭き取る



ぜひご活用ください



「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>)



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
(エイジフレンドリーガイドライン)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>)

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
 - 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
 - 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染防止のための基本的な対策	
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・「テレワークやローテーション勤務を取り入れている。		はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。		はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。		はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔ができるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用ができる限り回避している。		はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(6)トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
※ 便器内は通常の清掃でよい。	
(7)休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3)他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
・のどの渇きを感じなくとも、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。		はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすよう周知している。		はい・いいえ
・事務室等における冷房時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。		はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.6.25版

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が事業場内又はその附屬建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～

チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告												事業の種類	
労働者死傷番号(建設業の工事に従事する労働者が被災した場合、元請人の労働死傷番号を記入すること。)													
81001		131111234560000000										医療、福祉業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)													
カナ	コウセイカイロウドウビヨウイン												
漢字	医療法人 厚生会労働病院												
工事名													
職員記入欄													
調査先の事業の労働死傷番号													
事業場の所在地		千代田区霞ヶ関〇-〇-〇											
電話		03 (xxxx) ▲▲▲											
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)		100 - X X X X		100		人	7: 平成 9: 令和	9020401	1500	生年月日	性別		
カナ	ロウドウ タロウ		記載例のとおりに記入してください。 ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入		看護師	7010101	(32)歳	男					
漢字	労働 太郎		種		経験期間	12	○						
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)		傷病		傷病部位		被災地の場所							
休業見込	3	死亡	死亡日時	新型コロナウイルス感染による肺炎		呼吸器	勤務地内						
左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。													
感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。													
感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。													
事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。													
記名・押印に代えて、署名によることができます。													
労働者が外国人である場合のみ記入すること。 国籍・地域 () ()													
報告者作成者 職 氏 名		事務長 厚生 太郎											

令和2年 4月10日

事業者職氏名

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

医療法人 厚生会労働病院

病院長 安衛 法子